

福井県産業会館管理運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、福井県産業会館（以下「会館」という。）の管理および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 会館の使用時間は午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、午後5時以後において、会館を使用する者が不在の場合における開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 一般財団法人福井県産業会館理事長（以下「理事長」という。）は、会館の管理運営上特に必要があると認める場合は、前2項の使用時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 会館の休館日は、1月1日から1月3日までおよび12月29日から12月31日までとする。ただし、理事長が、必要と認めるときはこれを変更し、または臨時に休館することができる。

(使用申請)

第4条 会館を使用しようとする者（以下「会館使用予定者」という。）は、会館使用承認申請書（様式第1号）を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は前項の申請に対し、承認したときは、会館使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

3 会館の使用申請は使用開始日（展示物の搬入等の準備日が本使用日の前日までにある場合は前日までを除く。以下同じ。）の属する月の7箇月前からすることができる。ただし、7箇月前の当該1箇月は使用希望調査兼調整期間とする。

なお、全国規模の大会・コンベンション等の目的で使用する国や地方公共団体については、使用開始日の二年前から、国や地方公共団体（これらが構成員となっている実行委員会等の団体を含む。）および会館の全展示施設使用予定者は、使用開始日の一年前から使用申請することができる。

会議室のみの使用予定者は、使用開始日の属する月の2箇月前から使用申請することができる。

4 会館使用予定者は、前項の使用希望調査兼調整期間中においては、会館使用承認申請書に代えて会館使用希望書（様式第1号の2）を提出しなければならない。

会館使用希望書を提出しなかつた者は、前項の期間中に使用希望のあつた使用日については、以後、使用承認申請をすることができないものとする。

なお、使用希望のなかつた日については、会館使用予定者は使用開始日の属する月の6箇月前から使用開始日の前日までの間、使用承認申請書を提出することができる。

5 第3項の期間中に提出された会館使用希望書により、重複使用希望のなかつた使用日については、当該期間の末日において当該使用希望書を提出した者を使用承認予定者に決定する。

重複使用希望のあつた使用日については、別表第1の優先順位に基づき使用承認予定者を決定する。

なお、使用希望書の使用期間について、第1希望日と第2希望日は、調整上同等の取扱いとする。

優先順位が同条件の場合は、使用開始日の属する月の5箇月前までの期間において調整を行い、調整が不調の場合は、4箇月前の第一週において抽選により使用承認予定者を決定する。ただし、抽選の参加は、第1希望日と第2希望日のどちらか1回のみとする。

使用承認予定者の決定は、使用承認予定者決定通知書(様式第1号の3)により行うものとする。この通知を受けた者は、通知を受取った日から起算して10日以内に会館使用承認申請書を提出するものとする。提出しなかつた場合は、当該使用日の使用承認申請の権利を放棄したものとする。かつ決定通知書を受け取った日の属する月から6箇月間は、希望書および使用承認申請書の提出はできないものとする。ただし、災害その他の不可抗力により、施設を使用することができないとき、もしくは、理事長がやむを得ない事由があると認めるときはこの限りではない。

(使用承認の制限)

第5条 理事長は、会館の使用目的または方法が次の各号のいずれかに該当するときは使用を承認しない。

- (1) 公益を害しまたは風俗を乱すおそれがあると認められるとき、その他住民の福祉を増進する視点にてらし適当でないと認められるとき
- (2) 会館の施設または設備を損傷するおそれがあると認められるとき
- (3) 会館の管理および運営に支障があると認められるとき
- (4) 産業会館の設置目的に反するとき

(使用承認の取消し、使用の中止等)

第6条 理事長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、行為の中止もしくは会館を原状に回復することその他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 施設等の使用承認の際に付した条件等に違反しているとき
- (2) 偽りその他不正な手段で使用承認を受けたことが明らかになったとき
- (3) 使用权を第三者に譲渡し、または転貸したとき
- (4) 消防署等関係機関または理事長の指示、命令等に従わないとき
- (5) 災害発生時において、福井県が使用する必要が生じたとき、または感染症拡大防止等で福井県から使用自粛等の要請があるとき
- (6) その他施設の管理運営上支障があるとき

(使用料の納付)

第7条 会館の使用料の額は別表第2のとおりとする。

2 使用料は、使用開始の前日までに納入しなければならない。ただし、理事長は次の各号のいずれかに該当する場合は、納入時期を変更することができる。

- (1) 使用者に使用料を前納できない相当の理由があるとき
- (2) その他理事長がやむを得ない事由があると認めるとき

(使用料の還付)

第8条 理事長は次の各号のいずれかに該当する場合は使用者の申請に基づいてその事情を勘案し、徴収した使用料の全部または一部を還付することができる。

- (1) 災害その他の不可抗力により、施設を使用することができなくなったとき
- (2) 使用者が使用の取消を申し出た場合においてやむを得ない事由があり、使用料の還付を必要と認めるとき
- (3) その他理事長がやむを得ない事由があると認めたとき

2 使用料の還付を受けようとする場合には、会館使用料還付申請書(様式第3号)に使用料を納付したことを証する書類および会館使用承認書を添付するものとする。

(使用料の免除)

第9条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部または一部を免除することができる。

(1) 災害時における緊急措置のため、会館を使用するとき

(2) その他理事長が、公益上特に必要があると認めるとき

2 使用料の免除を受けようとする者は、使用承認申請書に会館使用料免除申請書(様式第4号)を添えて理事長に提出しなければならない。

3 理事長は前項の申請に対し、免除を承認したときは会館使用料免除承認書(様式第5号)を交付する。

(違約金の徴収)

第9条の2 理事長は、第4条第2項の規定により会館使用承認を受けた者が自己の責に帰すべき理由により会館を使用しなかつた場合は、使用予定施設および予定時間に基づき算定した違約金を徴収するものとする。

なお、違約金は、当該使用承認にかかる納入済みの使用料がある場合は、これと相殺しなければならない。

(原状回復義務)

第10条 使用者は、会館の使用を終了したときは使用者の負担により、ただちに施設等を原状に回復した後、会館職員の点検を受けなければならない。

(損害賠償責任)

第11条 使用者は、使用の承認を受けた施設等を損傷したときは、何人の行為であるかを問わず、速やかに職員等に届け出るとともに、その指示に基づき、これを原状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない事由があると認めた場合は、その限りでない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、会館の使用について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和55年 4月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年 7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

なお、改正規程の第4条、第7条および第9条の2については、平成21年11月以降を使用開始日とする会館の使用に適用し、10月以前の会館の使用は従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 5月 1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

使用希望日の優先順位は下記順番のとおりとする

(1)	1号館、2号館および屋外展示場（本館展示場・多目的ホール）
(2)	1号館および2号館
(3)	1号館または2号館および屋外展示場（本館展示場・多目的ホール）
(4)	1号館または2号館
(5)	本館展示場、屋外展示場、多目的ホールのみ
(6)	(1)～(5)で同条件の場合は、使用期間の長い者を優先 使用期間が同じ場合は、開催期間の長い者を優先

別表第2（第7条関係）

会館使用料

（単位：円）

名称	使用区分	全日	午前	午後	時間外	
		9時から17時まで	9時から12時まで	12時から17時まで	時間外1時間につき	
施設	本館展示場	展示会	100,000	37,000	63,000	14,000
		大会・集会	50,000	20,000	30,000	14,000
	多目的ホール	展示会	30,000	12,000	18,000	4,000
		作品展示	15,000	—	—	2,000
	1号館展示場		160,000	60,000	100,000	22,000
	2号館展示場		170,000	64,000	106,000	24,000
	1号館商談室		3,000	1,200	1,800	500
	2号館商談室		3,000	1,200	1,800	500
	第1会議室		3,000	1,200	1,800	500
	第2会議室		3,000	1,200	1,800	500
	第3会議室		4,000	1,500	2,500	600
	屋外展示場		50,000	20,000	30,000	2,500
	2号館東側駐車場		30,000	—	—	1,500
	北側駐車場		5,000	—	—	250
設備	机		100	1日1本につき		
	椅子		50	1日1脚につき		
	放送設備		7,000	1日につき		
	移動用ステージ		1,000	1日1台につき		
	広告塔		15,000	1回全面につき		
	ストーブ		1,000	1日1台につき		
	サーキュレーター		800	1日1台につき		
	プロジェクター		4,000	1日1台につき		
冷暖房	本館展示場		10,000	1日につき		
	多目的ホール		7,000	1日につき		
	1号館展示場		53,000	1日につき		
	2号館展示場		58,000	1日につき		
	商談室・会議室		700	1日各一部屋につき		
その他	電気料		35.3	1kwにつき		
	水道料		1,800	1日1栓につき		

備考

- 1 使用時間が午前または午後の時間に満たない場合においても、当該午前または午後の使用料とする。
- 2 時間外の使用時間に1時間未満の端数がある場合は、その端数時間を1時間に切り上げるものとする。
- 3 展示場を展示物の搬入・搬出等に使用する場合の使用料（時間外は除く）は半額とする。
- 4 本館展示場を大会・集会区分で使用する場合の搬入、搬出等に係る使用料（時間外は除く）は無料とする。

- 5 多目的ホールを他施設と併用して使用する場合は、搬入、搬出等に係る使用料は、全日（時間外は除く）1,000円とする。
- 6 多目的ホールを作品展示区分で使用する場合は、搬入、搬出等に係る使用料は、全日（時間外は除く）1,000円とする。
- 7 2号館東側駐車場および北側駐車場の使用料は、展示場として使用する場合とする。なお、2号館東側駐車場の展示面積は、駐車場のおよそ半分とする。
- 8 上記使用料に消費税および地方消費税に相当する額を加算するものとする。

福井県産業会館使用承認申請書

年 月 日

一般財団法人 福井県産業会館理事長 様

住 所

氏名又は法人に
あつては氏名
及び代表者氏名

印

電話番号

(当日の連絡責任者氏名)

福井県産業会館の施設（設備）使用の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

使用目的 (展示会等の名称)				
使用日時	年 月 日 時 分 から	年 月 日 時 分 まで		
使用施設名	本館展示場 ・ 1号館展示場 ・ 2号館展示場 第 会議室 ・ 1号館商談室 ・ 2号館商談室 屋外展示場 ・ 多目的ホール	入場 予定 人員	人	
附属設備等の 使用予定	机	本	放送設備	日
	椅子	脚	冷・暖房	有 ・ 無
	広告塔	面		
設置する 造作物				
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会館では係員の指示に従います。 2. 承認の取消し、又は使用の停止を命ぜられた場合には直ちにこれに従い損害賠償の請求等一切の求償行為は行いません。 3. 準備又は撤去は使用者の負担において速やかに行います。 			

福井県産業会館使用希望書

年 月 日

一般財団法人 福井県産業会館理事長 様

住 所

氏名又は法人に
あつては氏名
及び代表者氏名

印

担 当 者

(TEL)

(FAX)

記

使用目的 (展示会等の名称)				
使用内容 (詳細)				
使用期間	第1希望日		第2希望日	
	年 月 日～	年 月 日	年 月 日～	年 月 日
開催期間	年 月 日～	年 月 日	年 月 日～	年 月 日
使用施設名	1号館展示場	本館展示場	1号館展示場	本館展示場
	2号館展示場	多目的ホール	2号館展示場	多目的ホール
	屋外展示場	第 会議室	屋外展示場	第 会議室

注意事項

- ①本書は運営スケジュール等の調整のために提出いただくもので、提出による予約に相当するものではありません。
- ②本書は、使用月の7ヶ月前の1月間で受け付けます。
- ③希望日は調整上同等としますので、希望日が特定の場合は第1希望日のみ記入して下さい。
- ④調整日の最終を使用月の5ヶ月前とし、同条件での調整がつかなかった場合は抽選とします。(抽選日は使用月の4ヶ月前の第1週とし、詳しい日時等は当事者に連絡いたします。)
- ⑤押印は省略できます。

福井県産業会館使用承予定者決定通知書

年 月 日

様

一般財団法人福井県産業会館
理事長名

平成 年 月 日付で使用希望書の提出があった福井県産業会館の施設の使用について、下記のとおり使用承認予定者として決定しましたので通知します。この通知書を受け取った日から起算して10日以内に使用承認申請書を提出してください。提出が無い場合は、使用の権利を放棄したものとします。かつ今後6箇月間は、使用希望書および使用承認申請書の提出はできませんのでご注意ください。

記

使用目的 (展示会等の名称)	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
開催期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用施設名	1号館展示場 本館展示場 2号館展示場 多目的ホール 屋外展示場
備考	

福井県産業会館使用料還付申請書

年 月 日

一般財団法人 福井県産業会館理事長 様

住 所

氏名又は法人に
あつては氏名
及び代表者氏名

印

電話番号

()

福井県産業会館管理運営規程により使用料を下記のとおり還付下さるよう申請します。

記

使用目的 (展示会等の名称)					
使用日時	年 月 日 時 分 から				年 月 日 時 分 まで
使用施設名					
附属設備名	机	本	ステージ	台	
	椅子	脚	ストーブ	台	
	広告塔	面			
	放送設備	日			
	冷・暖房	日			
使用承認年月日	年 月 日				福産第 号
既納使用料	円				
還付申請の理由					

福井県産業会館使用料免除申請書

年 月 日

一般財団法人 福井県産業会館理事長 様

住 所

氏名又は法人に
あつては氏名
及び代表者氏名

印

電話番号

()

福井県産業会館管理運営規程により下記のとおり使用料（全部または一部）の免除を受けたいので申請します。

記

使用目的 (展示会等の名称)					
使用日時	年	月	日	時	分 から
	年	月	日	時	分 まで
使用施設名					
附属設備名	机	本	ステージ	台	
	椅子	脚	ストーブ	台	
	広告塔	面			
	放送設備	日			
	冷・暖房	日			
免除を受けようとする額	円				
免除申請の理由					

福井県産業会館使用料免除承認書

福 産 第 号
年 月 日

様

一般財団法人福井県産業会館
理事長名

年 月 日付けをもって申請のあった福井県産業会館の使用料の免除について
下記のとおり承認します。

記

使用目的 (展示会等の名称)					
使用日時	年 月 日 時 分 から				
	年 月 日 時 分 まで				
使用施設名					
附属設備名	机	本	ステージ	台	
	椅子	脚	ストーブ	台	
	広告塔	面			
	放送設備	日			
	冷・暖房	日			
免除の額	円				
免除承認の理由					